

外国人雇用対策について

令和2年12月



日本で就労する外国人のカテゴリー（総数165.9万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態で就労が可能。

- ① 就労目的で在留が認められる者** **約32.9万人**
（いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」）
 - 一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。
- ② 身分に基づき在留する者** **約53.2万人**
（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）
 - これらの在留資格は、在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。
- ③ 技能実習** **約38.4万人**
 - 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
 - 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることとなった。
- ④ 特定活動** **約4.1万人**
（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）
 - 「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。
- ⑤ 資格外活動**（留学生のアルバイト等） **約37.3万人**
 - 本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に、報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能	特定産業分野（注）の各業務従事者

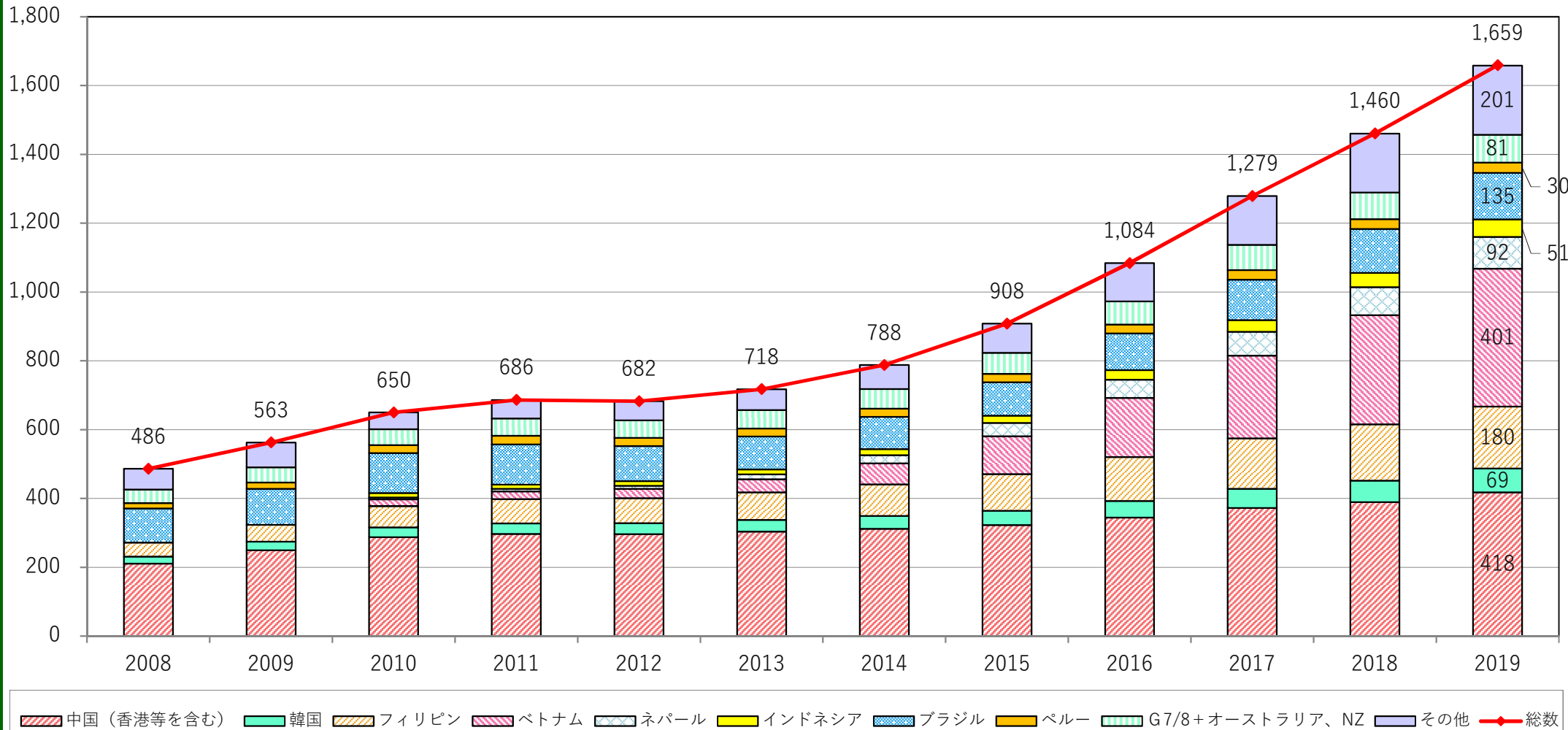
（注） 介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業
（平成30年12月25日閣議決定）

※ 外国人雇用状況の届出状況（令和元年10月末現在）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条）。なお、「外交」、「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

国籍別にみた外国人労働者数の推移

- 国籍別にみると、**中国が最も多く418,327人で、外国人労働者全体の25.2%を占めている。**
次いでベトナムが401,326人（同24.2%）、フィリピンが179,685人（同10.8%）の順となっている。
- 直近の推移をみると、**特にベトナムが対前年同期比で84,486人（26.7%）増と大幅に増加している。**
また、インドネシアが同 9,751人（23.4%）、ネパールが同 10,208人（12.5%）増加している。

（単位：千人）



日本で就労する外国人労働者（在留資格別・国籍別）

- ベトナムは「技能実習」が48.3%、次いで「資格外活動（留学生等）」が34.2%となっている。
- インドネシアは「技能実習」が63.3%となっている。
- ネパールは「資格外活動（留学生等）」が77.3%となっている。

（単位：人）

在留資格	総数	①専門的・ 技術的分野	②身分に基づく 在留資格	③技能実習	④特定活動	⑤資格外活動
全国籍計	1,658,804	329,034	531,781	383,978	41,075	372,894
中国	418,327	114,856	112,040	86,982	4,938	99,510
韓国	69,191	31,208	25,019	62	3,880	9,021
フィリピン	179,685	11,579	125,197	34,965	5,121	2,819
ベトナム	401,326	49,159	14,646	193,912	6,196	137,410
ネパール	91,770	12,720	4,169	501	3,438	70,942
インドネシア	51,337	4,759	5,830	32,480	2,976	5,291
ブラジル	135,455	1,071	133,943	129	49	263
ペルー	29,554	115	29,274	73	22	70
その他	282,159	103,567	81,663	34,874	14,455	47,568

ハローワークにおける外国人労働者の就職支援体制

機能特化型の就職支援サービス（利用者のニーズ・特性に応じたサービス展開）

■ 外国人雇用サービスセンター

- 対 象 者 - 高度外国人材（就労目的の在留資格の外国人、日本での就職を希望する外国人留学生）に対する就職支援
- 設 置 数 - 4 拠点（東京、名古屋、大阪、福岡）
- 支 援 内 容 - 高度外国人材の就業を促進するための中核的施設として、ハローワークの全国ネットワークを活用し、専門的かつきめ細やかな就職支援を行う

■ 留学生コーナー

- 対 象 者 - 日本での就職を希望する外国人留学生
- 設 置 数 - 21拠点（一部の新卒応援ハローワークに設置）
- 支 援 内 容 - 外国人雇用サービスセンターと連携し、担当者制によるきめ細やかな就職支援を実施

■ 外国人雇用サービスコーナー

- 対 象 者 - 日系人等の身分に基づく在留資格の外国人を中心とした外国人労働者全般
- 設 置 数 - 138拠点（通訳員を配置しているハローワーク）
- 支 援 内 容 - 地域の特性に応じた言語の通訳員を配置し、専門相談員による就職支援を実施

このほか、全国のハローワーク（544拠点）においても、外国人労働者が離転職した際の職業相談等に対応

外国人就労・定着支援研修事業

1 趣旨・目的

身分に基づく在留資格の外国人を対象として、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上や、ビジネスマナー、雇用慣行、労働関係法令及び社会保障制度等に関する知識の習得を目的とする研修を実施することにより、国内企業における安定的な就職と職場定着の促進を図る。

2 事業概要

受講対象者	身分に基づく在留資格の外国人									
研修内容	● 受講者の能力に応じて、5段階のレベルを設定 ● ビジネスマナーや我が国の雇用慣行等に関する講義、職場体験の実施（全レベル共通） ● 1コースあたりの総研修時間は120時間に設定（2～3ヶ月） ● 実施地域の実情や受講者ニーズを踏まえ、夜間や土日に開講するコースも設定									
実施規模	● 定住外国人が集住する地域を中心に全国110地域、275コース、受講者数5,500名規模で実施 [参考]令和元年度実績 <table><tr><td>実施地域数</td><td>…</td><td>98地域</td></tr><tr><td>実施コース数</td><td>…</td><td>296コース</td></tr><tr><td>受講者数</td><td>…</td><td>5,241名</td></tr></table>	実施地域数	…	98地域	実施コース数	…	296コース	受講者数	…	5,241名
実施地域数	…	98地域								
実施コース数	…	296コース								
受講者数	…	5,241名								

技能実習生の技能習得に資する日本語教材開発事業

- 日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月28日公布・施行）においては、「国は、事業主等が技能実習生に対して日本語能力の更なる向上の機会の提供を促進することができるよう、教材の開発その他の日本語学習に関する必要な支援を行うものとする」とされている。
- このため、外国人技能実習機構において、技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習で活用できる日本語教育ツールを開発・提供することとしている。

【事業内容】



1. 実習生の学習状況及び必要とされるコンテンツ等の検討
技能実習現場の意見収集、有識者による検討
2. 日本語教育ツールの開発
e-learning 教材として、①大卒の職種（建設関係、食品製造関係、繊維・衣服関係、機械金属関係等）、②実際の現場（office workではない）で使用する語彙、表現を使用（基本作業や安全衛生、労働契約等）、③例文を使用、④画面・音声ツールがついた、教材を開発し、外国人技能実習機構で公表
3. 開発・公表の状況（8言語：英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語、カンボジア語、タイ語、タガログ語、ミャンマー語）
令和元年度：テキスト教材2職種（機械・金属関係、食品製造関係）を開発、公表（<https://www.otit.go.jp/kyoza/>）
令和2年度：テキスト教材1職種（建設関係）を開発中
アプリ教材2職種（機械・金属関係、食品製造関係）を開発中

介護の日本語学習支援等事業

本事業は、外国人介護人材が、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)

1. 介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用等

- 外国人介護人材が介護の日本語学習を自律的かつ計画的に行うことができるようするためのWEBコンテンツを開発・運用を行う。
- WEBコンテンツの活用状況（学習進捗状況や学習時間等）を適切に管理し、学習効果の分析を行う。

2. 学習教材の作成

- 外国人介護人材が介護現場において円滑に就労できるよう、介護の日本語等に関する学習教材を作成する。
また、教材は海外でも活用できるよう複数の国の言語に翻訳する。

3. 外国人介護人材受入施設職員を対象にした講習会の実施

- 技能実習生を円滑に受入れることができるよう、技能実習指導員を対象にした講習会を開催する。 など

◆過去の事業実績の一例（すべて無料で利用可能）◆

介護の日本語学習WEBコンテンツ



特定技能評価試験学習テキスト

* 現在、日本語版のみ。9言語に翻訳予定(完成:2020年3月末)



介護の日本語テキスト

* 9言語に翻訳済み

